

平成27年度第22回人事委員会会議の結果

1 開催日時

平成28年3月24日(木) 午前9時30分～11時20分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 馬橋 隆紀

委員 松沢 幸一

【事務局】 事務局長ほか7名

4 議事

会議冒頭で、地方公務員法第11条第2項の規定する理由に該当するため、2名による会議開催を決定した。

また、議案第4号及び第6号から第9号まで並びに協議第1号から第7号までについては、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

議案第1号「埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」

埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正することについて決定した。

【決定内容】

1 改正内容

- (1) 地方公務員法等の改正に伴う改正
- (2) 所掌事務の整理
- (3) 職の追加
- (4) 規定の整備

2 施行期日(予定)

公布日 平成28年3月29日

施行日 平成28年4月1日

議案第2号「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について」

管理職員等の範囲を定める規則を改正することについて決定した。

【決定内容】

1 改正内容

(1) 職の新設によるもの

本 庁：企画参与、地域包括ケア局長

地域機関：環境科学国際センター 研究企画幹、副研究所長

(2) 組織、職の見直しによるもの

本 庁：スポーツ企画幹、先端産業幹の削除

監査事務局：主席監査員、主任監査員及び監査員を監査第一課の主席監査員、主任監査員及び監査員に改正

2 施行期日(予定)

公布日 平成28年4月1日

施行日 平成28年4月1日

議案第3号「地方公務員法の改正等に伴う給与制度に係る教育委員会規則の改正に係る協議について」

地方公務員法の改正、人事委員会勧告（平成27年10月）及び学校職員の給与に関する条例の一部改正（平成28年2月定例会）に伴い、条例が議決された場合は、次に掲げる規則の改正等に係る協議に応じ差し支えない旨回答することについて決定した。

【決定内容】

- 1 改正等を行う規則
 - (1) 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
 - (2) 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
 - (3) 学校職員の単身赴任手当に関する規則
 - (4) 学校職員の地域手当に関する規則
 - (5) 学校職員の時間外勤務手当に関する規則
- 2 施行期日（予定）
 - 公布日 平成28年3月29日
 - 施行日 平成28年4月 1日
 - 適用日 平成27年4月 1日 (1)及び(4)

議案第4号「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認について」

人事異動及び地方公務員法の改正に伴い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づき、任命権者から申請のあった次の件を承認することについて決定した。

【承認内容】

- 1 給料月額の設定について
- 2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第43条に基づく給与の設定について
- 3 市町村からの派遣職員及び実務研修職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する取扱要領について

議案第5号「人事記録に関する規則の一部を改正する規則について」

人事記録に関する規則を改正することについて決定した。

【決定内容】

- 1 改正内容
 - 第2条中「勤務評定」を「人事評価」に改正
- 2 施行期日（予定）
 - 公布日 平成28年3月29日
 - 施行日 平成28年4月 1日

議案第6号「採用候補者の選考について」

知事、下水道事業管理者及び教育委員会教育長から申請のあった採用候補者について、規定に基づき決定した。

【決定内容】

- 1 採用候補者数
 - 知事 6人
 - 下水道事業管理者 2人
 - 教育委員会教育長 7人
- 2 採用予定年月日
平成28年4月1日

議案第7号「昇任候補者の選考について」

各任命権者から申請のあった昇任候補者について、規定に基づき決定した。

【決定内容】

昇任候補者数		昇任予定年月日
部長級	15人	平成28年4月1日
副部長級	1人	平成28年3月31日
同上	31人	平成28年4月1日
課長級	1人	平成28年3月31日
同上	87人	平成28年4月1日
副課長級及び主幹級	28人	平成28年4月1日
計	163人	

議案第8号「転任の承認について」

教育委員会委員長から申請のあった転任を承認することについて決定した。

【決定内容】

- 1 転任候補者数 4人
- 2 転任予定年月日 平成28年4月1日

議案第9号「人事委員会事務局職員の人事発令について」

人事委員会事務局職員（役付職員）の任免について決定した。

【決定内容】

- 出 向 7人
転 入 7人
昇 任 1人

協議第1号「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について」

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則を改正することについて協議した。併せて、これらの条例が議決された場合に、委員長専決により処理することについて協議した。

【協議内容】

- 1 改正内容
公務の運営に支障がないと認める場合に、職員の申告を考慮して勤務時間を弾力的に割り振る制度の導入に伴い、1日の最短勤務時間を6時間（育児又は介護を行う職員は4時間30分）とする等の改正
- 2 施行期日（予定）
公布日 平成28年3月29日
施行日 平成28年4月1日

協議第2号「職員の退職管理に関する規則について」

地方公務員法の改正及び職員の退職管理に関する条例の制定に伴い、人事委員会規則で定めるとされている事項について規則を制定することについて協議した。併せて、同条例が議決された場合に、委員長専決により処理することについて協議した。

【協議内容】

- 1 制定内容

退職管理の適正の確保のため、管理又は監督の地位にある職員であった者の届出義務等を制定

2 施行期日（予定）

公布日 平成28年3月29日

施行日 平成28年4月 1日

協議第3号「地方公務員法の改正等に伴う給与制度に係る人事委員会規則の改正について」

地方公務員法の改正、人事委員会勧告（平成27年10月）及びに職員の給与に関する条例等の一部改正（平成28年2月定例会）並びに平成28年4月1日付け組織改正に伴い、次に掲げる規則を改正することについて協議した。併せて、条例が議決された場合に、委員長専決により処理することについて協議した。

【協議内容】

改正等を行う規則

1 地方公務員法の改正に伴う規則改正

(1) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則

(3) 管理職員特別勤務手当に関する規則等

2 人事委員会勧告等による規則改正

(1) 初任給調整手当に関する規則

(2) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

(3) 単身赴任手当に関する規則

(4) 地域手当に関する規則

(5) 時間外勤務手当に関する規則

3 組織改正に伴う規則改正

(1) 管理職手当に関する規則

4 施行期日（予定）

公布日 平成28年3月29日

施行日 平成28年4月 1日 1、2(2)から(5)まで及び3

適用日 平成27年4月 1日 2(1)、(2)及び(4)

協議第4号「一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則について」

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正に伴い、一般職の任期付職員の採用等に関する規則を改正することについて協議した。併せて、同条例が議決された場合に、委員長専決により処理することについて協議した。

【協議内容】

1 改正内容

一般職の任期付職員の号給の決定に係る規定が条例に規定されることに伴う関係規定の削除等

2 施行期日（予定）

公布日 平成28年3月29日

施行日 平成28年4月 1日

協議第5号「一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則について」

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正に伴い、一般職の任期付職員の研究等に関する規則を改正することについて協議した。併せて、同条例が議決された場合に、委員長専決に

より処理することについて協議した。

【協議内容】

1 改正内容

一般職の任期付研究員の号給の決定に係る規定が条例に規定されることに伴う関係規定の削除等

2 施行期日（予定）

公布日 平成28年3月29日

施行日 平成28年4月 1日

協議第6号「職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について」

地方公務員法の改正に伴い、職員の任用に関する規則を改正することについて協議した。併せて、本規則で引用等している条例が議決された場合に、委員長専決により処理することについて協議した。

【協議内容】

1 改正内容

任用の定義の明確化、採用及び昇任の章の分割等

2 施行期日（予定）

公布日 平成28年3月29日

施行日 平成28年4月 1日

協議第7号「埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」

地方公務員法等の改正、関係する条例及び規則の改正等に伴い、埼玉県人事委員会事務決裁規程を改正することについて協議した。併せて、本訓令で引用等している条例が議決された場合に、委員長専決により処理することについて協議した。

【協議内容】

1 改正内容

勤務時間を弾力的に割り振る制度の導入に伴う事務局長決裁事項の追加等

2 施行期日（予定）

公布日 平成28年4月 1日

施行日 平成28年4月 1日